

令和7年度県立学校養護教諭研修会

県立高等学校における 生徒指導に係る現状と 適切な対応



Gunma Prefecture
群馬県

令和8年2月16日（月）
群馬県教育委員会事務局
高校教育課 生徒指導係

本日の講義内容



自殺・自殺未遂の状況及び自殺予防

- これまでの本県における自殺等の状況
- 自殺予防の一層の充実に向けて



高校生の逮捕事案

- 令和7年度の逮捕事案の特徴
- 非行防止・薬物乱用防止に向けて



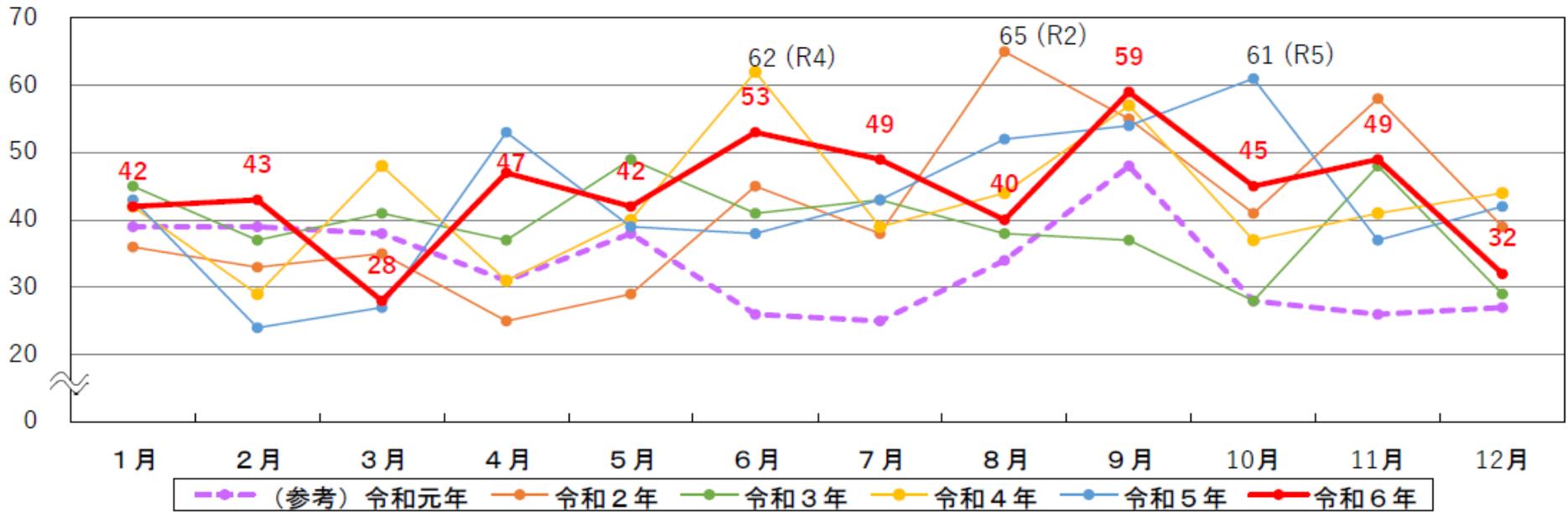
いじめに関する法の理解と適切な対応

- いじめ防止対策推進法の理解
- 法に基づく組織的な対応の徹底

自殺・自殺未遂の状況及び自殺予防

○児童生徒の月別自殺者数 [推移] (令和7年6月30日付け文部科学省通知添付資料より)

(人)



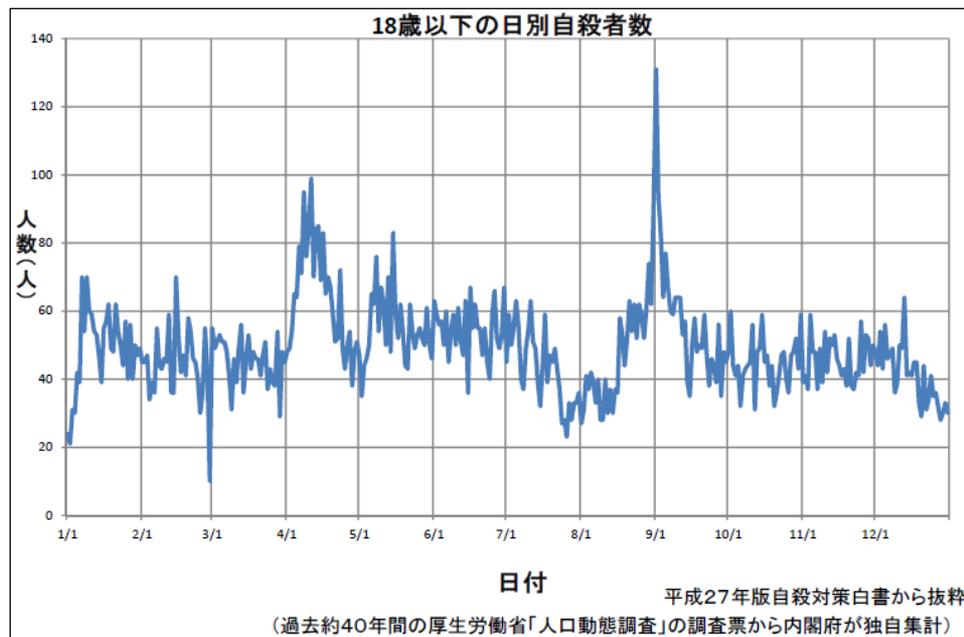
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和6年	小中高生計	42	43	28	47	42	53	49	40	59	45	49	32	529
	うち小学生	5	0	0	1	1	0	1	0	4	1	1	1	15
	うち中学生	18	14	10	16	13	15	17	10	13	12	15	10	163
	うち高校生	19	29	18	30	28	38	31	30	42	32	33	21	351
令和5年	小中高生計	43	24	27	53	39	38	43	52	54	61	37	42	513
	うち小学生	3	1	0	2	1	0	1	0	0	3	1	1	13
	うち中学生	14	9	11	12	9	14	12	19	11	22	9	11	153
	うち高校生	26	14	16	39	29	24	30	33	43	36	27	30	347
対前年増減数 (月別)	小中高生計	-1	19	1	-6	3	15	6	-12	5	-16	12	-10	16
	うち小学生	2	-1	0	-1	0	0	0	0	4	-2	0	0	2
	うち中学生	4	5	-1	4	4	1	5	-9	2	-10	6	-1	10
	うち高校生	-7	15	2	-9	-1	14	1	-3	-1	-4	6	-9	4
対前年増減率 (月別)	小中高生計	-2.3%	79.2%	3.7%	-11.3%	7.7%	39.5%	14.0%	-23.1%	9.3%	-26.2%	32.4%	-23.8%	3.1%
	うち小学生	66.7%	-100.0%	-	-50.0%	0.0%	-	0.0%	-	-	-66.7%	0.0%	0.0%	15.4%
	うち中学生	28.6%	55.6%	-9.1%	33.3%	44.4%	7.1%	41.7%	-47.4%	18.2%	-45.5%	66.7%	-9.1%	6.5%
	うち高校生	-26.9%	107.1%	12.5%	-23.1%	-3.4%	58.3%	3.3%	-9.1%	-2.3%	-11.1%	22.2%	-30.0%	1.2%

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

自殺防止のために教職員が知っておきたいこと

特に注意が必要な時期

- 長期休業明け
（始業日前後）
- 連休明け
- 臨時休業明け
- 季節の変わり目 など



教職員として何をすべきか

- **注意深い見守り**と**実態把握**(組織的な情報共有と適宜の声掛け)
- **家庭との連携**(保護者への見守り依頼と生徒状況の共有)
- **組織的な支援策の検討**と**実施**(医療等との連携・ケース会議の実施)
- **各種相談窓口の情報提供**(相談しやすい雰囲気づくり)
- SOSの出し方、**受け止め方**教育の実施 など

教職員による的確な実態把握に向けて

危険行動に関連するサイン

「自殺の危険が高まった生徒への危機介入マニュアル」
(令和4年8月、群馬県教育委員会発行)より

- ① これまで関心のあった事柄に対して興味を失う。
- ② 注意力が低下し、集中できなくなる。成績が急に落ちる。
- ③ いつもなら楽々できるような課題が達成できない。
- ④ 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。投げやりな態度が目立つ。
- ⑤ 身だしなみを気にしなくなる。
- ⑥ 健康や自己管理がおろそかになる。過度に危険な行為に及び、実際に大怪我をする。
- ⑦ 不眠、食欲不振、体重減少等の様々な身体の不調を訴える。
- ⑧ 自分より年下の子どもや動物を虐待する。
- ⑨ 学校に通わなくなる。友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。家出や放浪をする。
- ⑩ 乱れた性行動に及ぶ。
- ⑪ 自殺にとらわれ、自殺についての文章を書いたり、自殺についての絵を描いたりする。

教職員による的確な実態把握に向けて

特に注意深く観察すべき生徒の特徴

- ① 家庭環境に変化があった生徒や、家庭に居場所がないと考えられる生徒
- ② 精神疾患を抱えている又はその傾向のある生徒
- ③ 発達障害や愛着障害を抱えている又はその傾向のある生徒
- ④ 自身の進路希望と現実とのギャップがある生徒
- ⑤ LGBTQ等の悩みを抱えていると思われる生徒
- ⑥ 欠席が増えた、怪我が増えた、笑顔がなくなったなど、生活に変化のあった生徒

教職員による的確な実態把握に向けて

きめ細かな観察

いわゆるノーマークの生徒であっても、問題を抱えている可能性がある。

表情、他者とのコミュニケーション、服装等に留意する。

(例) ・表情が暗い。 ・他者と会話が少ない。 ・真夏に長袖を着ている。 など

生活環境が変化した生徒をどのように把握し、悩みや不安を吐き出させ、どう支援していくか。

<具体的な例>

- ・部活動を辞めた。
- ・交通事故に遭ったり病気を患ったりした。
- ・親が離婚あるいは再婚した。
- ・引っ越し等により、同居する家族構成が変わった。 など

生徒の変化に気付いたとき、教職員がすべきこと

TALKの原則を意識した声掛け

「自殺の危険が高まった生徒への危機介入マニュアル」
(令和4年8月、群馬県教育委員会発行)より

「TALKの原則」を意識しながら、教職員の側から積極的に声を掛けてみましょう。「なんだか辛そうだけど、大丈夫？」
「先生に手伝えることはない？」など、あなたのことを「気に掛けている」というメッセージが伝わると、それだけでもリストカットなどの自殺関連行動の大きな抑止力となります。

- ① **T**ell : 言葉に出して心配していることを伝える。
- ② **A**sk : 「死にたい」と思うほど辛い気持ちの背景にあるものについて、率直に尋ねる。
- ③ **L**isten : 絶望的な気持ちを傾聴する。
- ④ **K**eeP safe : 安全を確保する。(危険と判断したら、まず一人にしないで寄り添い、支援者も一人で抱え込まずに他からも適切な援助を求めるようにする。)

生徒の変化に気付いたとき、教職員がすべきこと

生徒に関わる際のポイント

「自殺の危険が高まった生徒への危機介入マニュアル」
(令和4年8月、群馬県教育委員会発行)より

話をしっかりと聴くことを「傾聴」と言いますが、傾聴することの意味の一つは、生徒自身の「語りを促すこと」です。人間は自分の辛さや苦しみを「分かってくれようとする他者」に出会うと、自分の気持ちを吐露しながら、少しずつ思考を整理し、気持ちを整えることができるようになります。以下のような姿勢を意識して、生徒に関わることが大切です。

- ① 良い・悪いは評価せず、生徒の言うことにじっと耳を傾け、辛さや苦しみを「受け取る」。
- ② 相づちや頷き、話してくれたことへの労い等は、辛さや苦しみを「受け取ったサイン」になる。
- ③ 教職員の傾聴＝生徒の語りの促しは、生徒が「自分で自分を整える支援」であることを意識する。
- ④ 生徒が混乱した場合のみ、考え方のモデルやアドバイスを「シンプル」に「少しだけ」提示する。
- ⑤ 説得や命令、禁止、励まし等は、概して援助にならない。

希死念慮のある生徒がいた場合の対応

絶対に教職員が抱え込まない。生徒の変化を把握した際に、誰に報告・連絡・相談をすべきか共通理解を図っておく。

担任段階で様子を見ようと抱え込んでしまうケースが多い。直ちに管理職に報告し、その日のうちに保護者と情報共有を図る。注意深く見守るよう依頼し、医療機関の受診を促す。

ケース会議を必ず行う。スクールカウンセラーや医師などの専門家の助言を踏まえ、組織的に支援策を検討する。

命に係る事案は、組織的対応が必須である。スクールカウンセラーや医療機関などと連携し、保護者とも情報共有を図りながら、学校の真剣な姿勢が伝わるよう取り組む。

「大丈夫です」という生徒の言葉を鵜呑みにしない。

条件反射的に「大丈夫です」というケースが多い。その裏にある不安や苦しみに目が届くようにする。「誰にも言わないで」という生徒の言葉に約束はせず、組織的対応を徹底する。

教職員による的確な実態把握に向けて

情報収集と情報共有

中学校側との情報交換が大切。家庭の状況や効果的な指導・支援策など連携を図っておくべき。

中学時代の生徒の状況や家庭の状況、効果のあった取組などについて、情報を得た上で、その情報を共有し、SCや医師など専門家の助言を踏まえ、組織的に支援策を検討する。

家庭に起因する悩みや不安を抱える生徒が多いことを踏まえ、**実態把握の工夫**を図る。

＜具体的な例＞

- 個人面談の中で、それとなく家庭の状況を探る。
- 生徒個人調査票を、毎年提出してもらうようにする。
- 家庭訪問を行い、家庭の状況を目で見て確認する。
- 生活アンケートの質問項目の工夫を図る。 など

自殺防止のために教職員が知っておきたいこと

自殺に追い詰められるほど絶望した子供は多くの場合、親や教師ではなく、同世代の友人にその気持ちを打ち明ける。

しかし、自殺願望を打ち明けられた子供も、どのように対応したらよいか分からずに、両者が袋小路に迷い込んでしまい、最終的な悲劇が起きる可能性も高い。

子供に対して自殺を話題にすると、「寝ている子を起こすのではないか」という不安をよく耳にするが、子供は様々なところから既に多くの情報を手に入れてしまっている。子供は「寝ている」どころか、既に「大きく目を開けている」と言ってもよい。

したがって、自殺の危険とその対応について正しい知識を子供に与える必要がある。この世代の心の健康な発達は、現時点での自殺予防に留まらず、生涯にわたる心の健康の基礎づくりとしても重要である。

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）

第17条第3項

学校は、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発等を行うよう努める。

教育相談体制
の充実

SOSの出し方
に関する教育

SOSの受け止め
方に関する教育

外部相談機関
の周知徹底

人間関係づく
りに係る活動

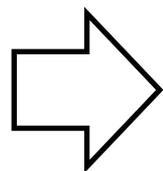
自殺防止のために教職員が知っておきたいこと

友達が悩みを抱えているときは



「ACT」を意識させる

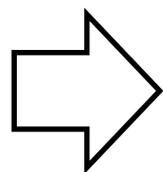
A



Acknowledge (気付く)

友達がひどく落ち込んでいたら、無視しないで声を掛ける

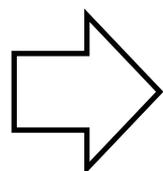
C



Care (関わる)

心配していることを伝えて友達に関わる

T



Tell a trusted adult (つなぐ)

信頼できる大人につなぐ

自殺防止のために教職員が知っておきたいこと

友達が悩みを抱えているときは



「きょうしつ」を意識させる

きょうしつ
きょうしつ
きょうしつ
きょうしつ
きょうしつ

~~もっと頑張ろうよ！頑張って！
何言っているの！前を向いて！
しっかりしなよ！~~

つらそうだね。大変だったね。
それじゃあ悲しいね。
何か私にできることはある？
一緒に相談に行こうよ。

んらいでできる大人に

気付くためにアンテナを高く！

気付いたら放置しないで寄り添う

文部科学省作成資料等を効果的に活用する

文部科学省が作成した資料等を活用し、子供たちの命を守る取組を一層充実させましょう。

<https://www.mext.go.jp/>

< 大臣メッセージ >



< 子供のSOSダイヤル等の相談窓口 >

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

(文部科学省ホームページ) ※令和3年12月17日に改修



< SNSによる相談窓口の発信 >

< Twitter >



< Facebook >



< YouTube >



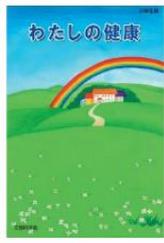
< TikTok >



※TikTok動画については、文部科学省が監修のもと、動画制作し、TikTok安全推進チームアカウントより発信。



平成26年7月
子供に伝えたい自殺予防
— 学校における自殺予防教育導入の手引 —



小学生用啓発教材
「わたしの健康」

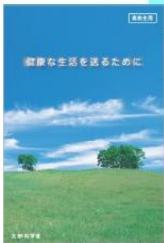
平成22年3月
子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き



中学生用啓発教材
「かけがえのない自分 かけがえのない健康」



平成21年3月
教師が知っておきたい子どもの自殺予防



高校生用啓発教材
「健康な生活を送るために」

学校における自殺対策の主な具体的取組

生活アンケート
スクリーニング実施

学期に1回以上のアンケート、気になる生徒の注意深い観察、組織的な情報共有及びスクリーニングを実施し、チームで指導支援に当たる。

教育相談体制
の充実

全校・全課程に配置されたスクールカウンセラーを活用するとともに校内研修等により教職員の相談技術の向上に努め、教育相談体制の充実を図る。

外部相談機関
の周知徹底

相談窓口を一覧にしたリーフレットや相談窓口の周知カード等を全ての生徒に配布し、悩みや不安を抱え込まずに相談するよう指導する。

SOSの出し方
等に関する教育

SCを講師とした「こころの教育事業」を生徒の実態を踏まえて工夫し、SOSの出し方やスマホ以外などの講義や体験的学習を実施する。

人間関係づくりに
係る活動

テーマを決めて、生徒主体の話し合い活動を実施し、話し合いを通して互いに認め合い、支え合う人間関係を構築する。

関係機関等と
連携した支援

学校だけで抱え込まずに、保護者はもちろん必要に応じて医療機関や児童相談所、市町村児童福祉部局等と連携して組織的な支援に当たる。

危機介入マニュアルの効果的な活用

- 群馬県いじめ問題等対策委員会からの提言を受け、県教育委員会が有識者を含めた検討委員会を設置して、令和4年8月に発行したマニュアルである。
- 危険行動のサイン、TALKの原則、自殺未遂事案発生時の対応、ケース会議の進め方など、学校現場ですぐに役立つ内容を記載。
- 全ての教職員に必ず周知**してもらいたい。



県立学校長 様

高教第140-5号
令和5年4月19日

群馬県教育委員会事務局
高校教育課長 天野 正明
特別支援教育課長 近藤 千香子

生徒の命を守る取組の一層の充実について（依頼）

標記の件について、日頃より各学校において尽力いただいているところですが、今般、本県の県立高校において生徒が校舎から転落するなど、命に係る重大な事案が複数発生しており、大変憂慮すべき状況となっています。また、今後、大型連休明けに生徒が精神的に不安定になることも想定されることから、各校において、生徒の命を守る取組が更に充実するよう、下記について速やかに対応願います。

記

- 教職員の意識の向上
「自殺の危険が高まった生徒への危機介入マニュアル」（令和4年8月群馬県教委発行）の内容について、改めて全ての教職員で共通理解を図り、自殺の危険が高まった生徒にいち早く気づき、速やかな支援につなげることができるよう意識の向上を図る。
- 保護者との連携
保護者との緊密な連携は生徒の命を守る上で不可欠であることから、「自殺の危険が高まった生徒への危機介入マニュアル」を学校のホームページで公開するなどして、保護者に対しても周知する。また、PTA総会等の場面を活用して自殺の危険が高まった生徒への保護者の関わり方等（危険行動に関連するサインやTALKの原則等）について説明するなどし、保護者の理解を深める取組の一層の充実を図るとともに、家庭において生徒に変化があった際には、速やかに学校に対して情報提供するよう依頼する。
- 精神疾患等を抱える生徒への対応
精神疾患、発達障害、LGBTQ等の悩み、家庭に居場所がない等、心身の事情を抱えていると思われる生徒や他者とのコミュニケーションが苦手と思われる生徒については、関係教職員間で密に情報共有を図るとともに、注意深く見守り、変化があった際には必要に応じて専門家や関係機関等と連携し、ケース会議を開催するなどして組織的な支援に当たる。
- 生徒の自己肯定感を高める取組
自殺のキーワードは「孤立」であり、生徒の自己肯定感を高めることが自殺予防につながることから、生徒への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話等の日常的な関わりの大切さについて全教職員で共通理解を図り、生徒の自己肯定感を高める取組を充実させる。
- SOSの出し方・受け止め方教育
SOSの出し方だけでなく、SOSの受け止め方についても、日頃より継続的に生徒に対して指導を行う。例えば、「きょうしつ（きつて）よりせい うけとめて しんらいできる大人に つなぐ」というキーワードを繰り返し伝えたり、掲示物により啓発をしたりするなどして、速やかに適切な支援につなぐことができるよう意識の高揚を図っておくことなどが考えられる。

担当 高校教育課生徒指導係 柴山
特別支援教育課企画係 根岸
電話 027-226-4642（高校教育課）
027-897-2931（特別支援教育課）



いつも手元に



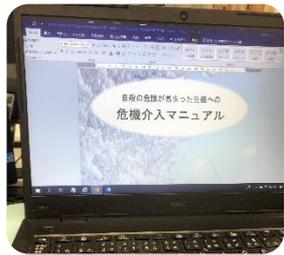
令和5年4月19日付け
高教第140-5号を必ず
確認し、**通知に記載された項目について、各学校で必ず実施する**よう、お願いしたい。

デスクトップに保存

机の引出しに保管

フローを掲示

ダウンロード



校内研修動画の 効果的な活用

○生徒の異変に気付いた担任が、保健室と一緒にいき、生徒から話を聴く場面を再現。

○TALKの原則を意識せず、「大丈夫何とかなる。」などの励ましを続け、帰宅させてしまうNGシーンを紹介した上で、精神科医が解説を行い、寄り添いながら対応するモデル例を紹介している。

○再生時間は9分24秒。短時間で視聴できるため、多くの先生方が視聴するよう促していただきたい。

○令和7年8月20日付けで県立学校・市町村教委等に通知。



自殺の危険が高まった生徒の対応に関する
校内研修動画

「TALKの原則」 実践編



未来を担う生徒の尊い命を守るため、全ての教職員がこの動画を視聴し、自殺の危険が高まった生徒への対応について、心構えや対応スキルの向上を図るようお願いします。

高校2年生のA子の様子に異変を感じた担任が、保健室と一緒にいき、A子から話を聴きます。



「TALKの原則」とは

1 Tell 2 Ask 3 Listen 4 Keep safe

POINT

- ・NG対応と「TALKの原則」を意識した対応の両場面があるため、対応の仕方を具体的にイメージできる
- ・精神科医の解説つきでわかりやすい
- ・短時間で要点を学べる

詳しくは『自殺の危険が高まった生徒への危機介入マニュアル』を参照してください



再生時間：9分24秒

教職員向け限定公開

URL:<https://youtu.be/6RLhghUvDTI>



【監修】 自殺予防教育の充実に向けた検討委員会
【制作】 校内研修動画制作プロジェクトチーム
【発行】 群馬県教育委員会（令和7年8月）



校内研修動画の 効果的な活用

○家でリストカットした娘について相談をしに来校した保護者とのやり取りを再現。

○学校側が一方向的に説明してしまうNGシーンを紹介した上で、精神科医・精神保健福祉士が解説を行い、寄り添いながら対応するモデル例を紹介している。

○再生時間は12分32秒。短時間で視聴できるため、多くの先生方が視聴するよう促していただきたい。

○令和7年8月20日付けで県立学校・市町村教委等に通知。



自殺の危険が高まった生徒の対応に関する
校内研修動画



「保護者対応」 実践編

未来を担う生徒の尊い命を守るため、全ての教職員がこの動画を視聴し、自殺の危険が高まった生徒への対応について、心構えや対応スキルの向上を図るようお願いいたします。

家でリストカットした娘について
相談をしに来校した保護者とのやり取りを再現



「保護者の気持ちを受け止める」 「対応同盟を構築する」

POINT

- ・NG対応と寄り添った対応の両場面があるため、対応の仕方を具体的にイメージできる
- ・精神科医やソーシャルワーカーの解説つきでわかりやすい
- ・短時間で要点を学べる

詳しくは『自殺の危険が高まった生徒への危機介入マニュアル』を参照してください

再生時間：12分32秒

🔒 教職員向け限定公開

URL:<https://youtu.be/wQytN-Z4118>



【監修】 自殺予防教育の充実に向けた検討委員会
【制作】 校内研修動画制作プロジェクトチーム
【発行】 群馬県教育委員会（令和7年8月）



校内研修動画の効果的な活用



再生時間：9分24秒

教職員向け**限定公開**



URL:<https://youtu.be/6RLhqhUvDTI>



再生時間：12分32秒

教職員向け**限定公開**



URL:<https://youtu.be/wQvtN-Z4118>

本日の講義内容



自殺・自殺未遂の状況及び自殺予防

- これまでの本県における自殺等の状況
- 自殺予防の一層の充実に向けて



高校生の逮捕事案

- 令和7年度の逮捕事案の特徴
- 非行防止・薬物乱用防止に向けて



いじめに関する法の理解と適切な対応

- いじめ防止対策推進法の理解
- 法に基づく組織的な対応の徹底

高校生の逮捕事案を踏まえた対応

【逮捕事案の共通点】

- ・ 家庭環境が複雑で居場所がない
- ・ 幼少期の愛情不足（愛着障害が疑われる）
- ・ 自己有用感、自己肯定感の低下

1 児童生徒理解と情報共有

2 リレーションづくり

3 援助希求しやすい環境づくり

高校生の逮捕事案を踏まえた対応

問題行動を未然に防ぐ上で、大切なことは・・・

児童生徒理解と情報共有
児童生徒及び家庭環境等を
理解し情報共有を図る



リレーションづくり
心と心を寄り添いながら
温かい関わりを意識する

援助希求しやすい環境
相談しやすい雰囲気や日頃
からの人間関係づくりを



高校生の逮捕事案を踏まえた対応

生徒の心情に寄り添った指導支援を！

①聴いてもらいたいという心の叫びを忘れない

児童生徒の問題行動や登校渋りなどの背景には、悩みやストレスなどをはじめとする背景が必ずあります。その背景を傾聴の姿勢で、しっかりと耳を傾け、理解してあげる姿勢が大切です。

<子どもの目線に立って理解し、大人目線に戻って指導する>

②相談することは勇気がいること。自己開示できたことを褒めてあげよう。



多くの児童生徒にとって他者に相談するということは勇気が必要です。**相談しやすい雰囲気をつくったり、相談機関の一覧を周知したり**することが大切です。また、相談に来た児童生徒に対し、「忙しいから」と話を聞かなかったり、「とりあえず様子を見よう」と先延ばしにしたりすることがないようにするとともに、「よく相談してくれたね」と**ねぎらう言葉掛け**をしてあげましょう。

高校生の逮捕事案を踏まえた対応

生徒の心情に寄り添った指導支援を！

- ③ 言ってこないから大丈夫ではなく、児童生徒の変化を敏感に察知するアンテナの高さを持つ。

悩みを自ら言うことに抵抗感をもつ児童生徒は少なくありません。**児童生徒の変化を見逃さず、適切に声掛けや指導支援を行えるか**がポイントです。**生徒指導の基盤は、「児童生徒理解」**です。

- ④ 認めてもらえる場づくりを！
子どもが活躍し輝く場の設定を意識しましょう。



どの子どもも、認めてほしいという願いを持っています。子どもたちが生き生きと学校生活を送るために、**活躍し輝く場を用意すること**が大切です。**授業や行事等を充実させ、子どもの自己肯定感や自己有用感を高めるための工夫を行っていくことが大切**になります。

高校生の逮捕事案を踏まえた対応

生徒の心情に寄り添った指導支援を！

- ⑤活躍し輝いた場面を見逃さずに褒めて認める。
一人一人に目を配り、適切な評価や声掛けを意識する。

活躍したり輝いたりした場面を見逃さずに「褒める」「認める」という取組が大切です。声掛けやたより、掲示物やWebページなど、方法はたくさんありますが、意識して取り組み、自己肯定感や自己有用感を高められるよう工夫してみてください。

- ⑥頑張っている子どもに「頑張れよ！」はどうですか？

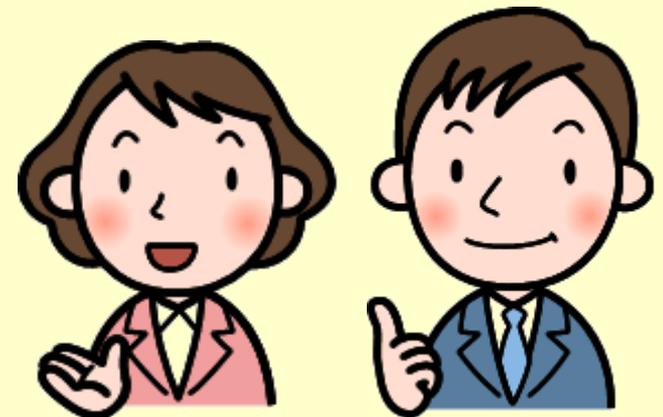
一生懸命頑張っている子どもに、つい「頑張れよ！」と言ってしまいます。しかし、先生は激励や認めつつもりて言ったのに、頑張っていることを認めてもらえていないのではと思ってしまう子どももいます。

「頑張っているね！」と認める声掛けを意識してみましよう。

高校生の逮捕事案を踏まえた対応

例えば

- 廊下ですれ違うときに、目を合わせ、声を掛ける
- 廊下で声を掛けるときに、足を止める
- 職員室で、仕事中に話し掛けられたら
ペンを置く、キーボードから手を離す、顔を見る
- 叱る、怒るだけでなく、良い面を認める声掛け
- 良い面や努力を認める掲示物作成やたよりの作成
- 名前を呼んだ挨拶の率先垂範
- 良く分かる授業の工夫
- 分かりやすい説諭の工夫
- 段取り・根回しの徹底
- 足を使った情報の共有 [フットワーク・ネットワーク・チームワーク]



実践例

全校で「なめこ挨拶」運動の実施

「なめこ挨拶」とは？

な 名前を呼んで

め 目を見て

こ 心を込めて

ただ挨拶をするだけでなく、「なめこ」を意識した挨拶を進めることで、一人一人を大切に
にする人権感覚を高める取組です。

実践例

スマイルハイタッチ挨拶運動の実施

ただ挨拶をするだけでなく、笑顔でハイタッチをしながら、気持ちの良い挨拶を行うことで人間関係構築の第一歩をつくる取組。



自尊感情を育む上で意識すること

成長した姿や良い面を中心に



○褒めたり認めたりされると・・・
本音が出せる、相手の言葉を素直に受け止められる

子どもが活躍した場面を見逃さない

○問題点のみを指摘されると・・・
自分を守るために相手を攻撃する、
弁解ばかりする、人のせいにする

授業の充実（実践例）

【今までの授業】

授業中にグループ協議をし、発表した子どもへ



私たちのグループでは、〇〇について話し合いをしました。班のメンバーからは、△△△という意見や□□□という意見、×××という意見が数多く出されました。



ありがとうございました。次の班、発表をお願いします。



授業の充実（実践例）

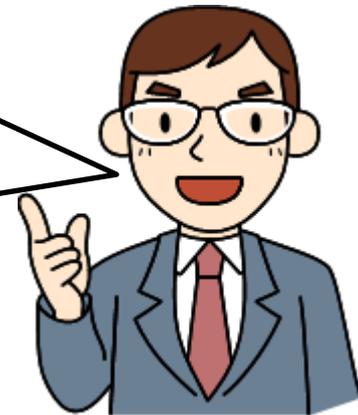
【意識した授業】

授業中にグループ協議をし、発表した子どもへ



私たちのグループでは、〇〇について話し合いをしました。班のメンバーからは、△△△という意見や□□□という意見、×××という意見が数多く出されました。

立派な発表をありがとう。拍手！熱心に議論ができ、△△△や□□□、×××といった意見は、テーマと大きく関係しますね。素晴らしい意見だと思います。では、次の班、発表をお願いします。



学びに向かう力等を育むことができる

実践例

★ 座席表の工夫 ★

- 教科担任として、声を掛けやすくなるような座席表を準備する。
- 学級担任として、他の教職員からも声を掛けてもらい、認めてもらえるような環境整備を行う。

出席確認の際や発問の際に、声を掛けるための資料になります。ちょっとした気遣いが、児童生徒に自己存在感等を与えるきっかけになります。

5 ○○中出身・野球部
林青役員
 みながみ たろう
 水上 太郎

10 △△中出身・サッカー部
生徒会役員 | 書記 |
 あんなが さきお
 安中 杉男

15 ○○中出身・文芸部
学級副委員長
 さわ よしこ
 佐波 美子

20 □□中出身・書道部
生徒会役員 | 会計 |
 あがき はるな
 赤城 はるな

4 △△中出身・バレー部
美化役員
 たがさき いちろう
 高崎 一郎

9 ○○中出身・空手道部
学級委員長
 ゆまた たすけ
 沼田 太助

14 □□中出身・バスケット部
演習役員
 いまいずみ せようこ
 今泉 教子

19 △△中出身・バスケット部
林青役員
 いその わかめ
 磯野 ワカメ

3 ××中出身・卓球部
原記役員
 まえばし さぶろう
 前橋 三郎

8 ●●中出身・テニス部
演習役員
 しらがわ つぎお
 渋川 次男

13 ■■中出身・バレー部
放送役員
 たてばやし めんこ
 館林 麺子

18 ××中出身・吹奏楽部
美化役員
 のはら みさえ
 野原 美佐恵

2 ××中出身・柔道部
林青役員
 とみおが しろう
 富岡 次郎

7 ▲▲中出身・野球部
放送役員
 せりゆう はたお
 桐生 旗雄

12 ▲▲中出身・テニス部
原記役員
 ぐんま みどり
 群馬 みどり

17 ●●中出身・剣道部
共通役員
 さくら ももこ
 桜 桃子

1 □□中出身・剣道部
共通役員
 いせさき はなぞう
 伊勢崎 華蔵

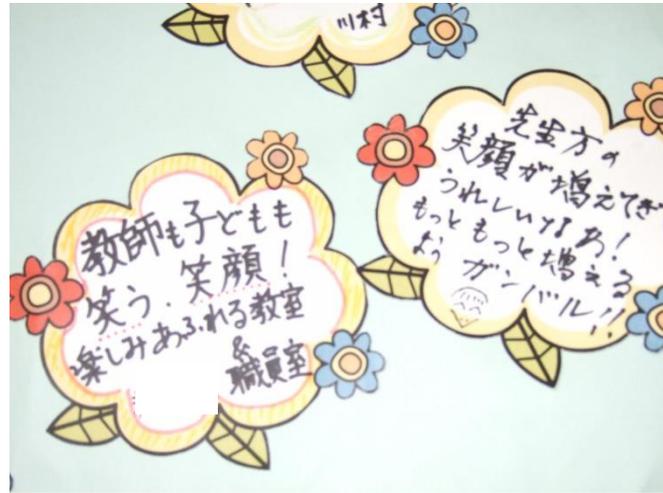
6 ■■中出身・文芸部
図書役員
 おおた だいすけ
 太田 大介

11 ××中出身・吹奏楽部
図書役員
 ふじおが はなこ
 藤岡 花子

16 △△中出身・卓球部
林青役員
 とね がわこ
 利根 川子

高校生の逮捕事案を踏まえた対応

○職員室に先生方のスローガン（目標）を掲示し、毎日先生同士が互いに認め合う声掛けを意識的に行う。



先生方の取組を子どもたちが見ていて、子ども発案で認め合う活動がスタートした。掲示物を通して互いを認め合う。

高校生の逮捕事案を踏まえた対応

○先生同士が大きな声で笑顔で挨拶をし合う。「挨拶は人間関係構築の潤滑油」という意識で率先垂範する。

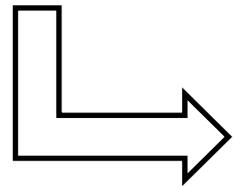


先生同士が笑顔で挨拶をし合い、和気藹々と仕事に取り組んでいる様子を子どもは敏感に感じます。逆にギスギスしていると、子どもも他者を批判したり、攻撃したりするようになります。何でも話し合え、認め合う雰囲気づくりを意識して取り組んでみてください。必ず子どもたちに伝わり、問題行動等の未然防止につながります。

高校生の逮捕事案を踏まえた対応

- 先生方の**何気ない一言が、児童生徒を救います！**
- 逆に、**何気ない一言が、児童生徒を追い込みます！**
- 我々教職員には、児童生徒の人生を左右するほどの影響力があります。
- 発達段階を踏まえ、その子の実態を適切に把握しながら、**的確な声掛けを行うよう意識してみましよう。**

リレーションを意識した対応



援助希求しやすい

雰囲気づくりにつながる

我々教職員の意識の高さが

子どもたちの未来を守ることに繋がります

高校生の逮捕事案を踏まえた対応

薬物乱用防止教室や非行防止教室等の一層の充実を図る

現在実施している薬物乱用防止教室や非行防止教室について、生徒が自分事として捉え、一層効果的なものとなるよう、充実を図ってほしい。

- 医療機関との連携
- 警察、少年サポートセンター、法務少年支援センターとの連携
- こころの健康センター出前授業の活用
- 各保健福祉事務所との連携
- ダルクなどの団体との連携
- 厚生労働省の事業の活用 など

中高生向

薬物乱用 ダメ。ゼツタイ!

大麻は、インターネット、SNSを中心に「安全で無害だ」「依存性がない」といった誤った情報が流れていることが一因となり、ここ数年で乱用する若者が急増しています。また、ドラッグストアなどで購入できる風邪薬や咳止め薬などを大量・頻回に服用する「オーバードーズ」を行う若者も急増しています。

薬物を誘われても「NO!」と言える勇気を持つまる!



薬物乱用とは?
大麻、覚醒剤、MDMA等の法律で禁止されている薬物を使用することを言います。また、医薬品を医療目的以外で使用することや、有機溶剤、カセットコンロ用ガス等を吸引するようなことも薬物乱用になります。たった一度の不正使用でも薬物乱用です。

薬物乱用は、なぜいけないのでしょうか?
① たった一度の薬物使用でも、脳は破壊され、壊れた脳は元に戻りません。乱用される薬物は、脳への強い作用をもたらし、さらに次のような身体障害が現れます。



② 依存性が強く、自分ではやめられなくなります。
③ 重大な犯罪を引き起こすことがあります。
幻覚、幻聴、妄想などの精神症状を引き起こす作用もあり、誰かに見張られている、悪口を言われているように聞こえ、事件を犯すこともあります。

市販薬のオーバードーズ（過剰摂取、OD）とは?
① 薬局やドラッグストアで購入できる風邪薬や咳止め薬などを大量・頻回に服用することで、オーバードーズにより、健康被害を引き起こしたり、薬がやめられなくなったりするおそれがあります。救急搬送される10代も増えています。
② オーバードーズの背景として、家庭や学校等で感じている「ストレス、生きづらさ」が指摘されています。
一人で抱え込まず、まずご相談ください。匿名でも相談できますので、裏面の相談窓口をご覧ください。

やめたくても、やめられない…
それ、「依存症」

かもしれませんが



まずは、相談してみませんか？

身近な方からの相談も受け付けています。

相談ダイヤル

027-263-1156

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)



こころの健康センターHP
(依存症相談ページ)

群馬県こころの健康センター（依存症相談拠点）

■ 薬物に関する相談窓口

更新日：2025年4月1日

印刷ページ表示

麻薬、覚醒剤、大麻などの薬物乱用は、深刻な社会問題の一つで、乱用者やその家族の苦痛は計り知れません。

県では、薬物依存症者とその家族などからの相談を受ける薬物相談窓口を設置しております。匿名での相談もお受けします。秘密は必ず守ります。

※表中の「(アットマーク)」を@に置き換えて送信してください。

相談窓口一覧

機関名	連絡先 (電話番号/メールアドレス)
群馬県庁薬務課	027-226-2665 yakumuka (アットマーク) pref.gunma.lg.jp
こころの健康センター	027-263-1156 kokoro (アットマーク) pref.gunma.lg.jp
渋川保健福祉事務所	0279-22-4166
伊勢崎保健福祉事務所	0270-25-5066
安中保健福祉事務所	027-381-0345
藤岡保健福祉事務所	0274-22-1420
富岡保健福祉事務所	0274-62-1541
吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303
利根沼田保健福祉事務所	0278-23-2185
太田保健福祉事務所	0276-31-8243
桐生保健福祉事務所	0277-53-4131
館林保健福祉事務所	0276-72-3230
前橋市保健所	027-220-5782
高崎市保健所	027-381-6111

薬物乱用への甘い誘いに注意!

- 1回だけなら平気さ
- クスリでちょっと遊ぼうよ
- 面白いクスリがあるんだけど
- やせられるよ
- みんなやっているよ (やってないのはきみだけ)
- 人生は経験だ
- 眠気がとれて、勉強ができるよ
- ちょっとだけ、ためしてみない
- イライラがとれてすっきりするよ
- ただの栄養剤だよ
- 最高の気分が味わえるよ
- とりあえず、預かってよ
- お金はこの次でいいよ



ハッキリキツバリ



その場から離れる



もしも、誘われたら...

自分を大切にする気持ち、大切な家族、友人、大切な人を思い浮かべてみよう。薬物は、あなただけでなく、大切な人も傷つけてしまいます。

誘われたときは、しっかりと断ろう!

SNSでの薬物の誘いにも注意!!

近年、SNS上では大麻を意味する隠語などが使われ、大麻などの購入を促す内容が多く投稿されています。実際に未成年の学生がSNSを通して売人から大麻を購入した事件が報告されています。そのような投稿を見つけても誘いには乗らないようにしましょう。

ひとりで悩まず、まずは相談を!

薬物に関するトラブルに巻き込まれたら、ひとりで悩まずに相談してください。匿名での相談にも応じています。秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

機関名	連絡先	相談内容等	
こころの健康センター	027-263-1156 【メール】 kokoro@pref.gunma.lg.jp	専門の相談員が相談に応じます。また、薬物問題を抱えた家族を支援する家族教室も開催しています。	
薬務課	027-226-2665	薬物に関する様々な相談に応じます。	
前橋市保健所	027-220-5782	薬物に関する一般的な相談に応じます。	
高崎市保健所	027-381-6111		
県保健福祉事務所	渋川		0279-22-4166
	伊勢崎		0270-25-5066
	安中		027-381-0345
	藤岡		0274-22-1420
	富岡		0274-62-1541
	吾妻		0279-75-3303
	利根沼田		0278-23-2185
	太田		0276-31-8243
桐生	0277-53-4131		
館林	0276-72-3230		
あやしいヤクブツ連絡ネット	03-5542-1865 (コールセンター)	個人輸入、指定薬物等を含む危険ドラッグに関連する事例や健康被害に関する情報の収集、提供や相談を行っています。 【URL】 https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp/	

大麻汚染深刻化!

“大麻検挙者は過去最多”
大麻検挙者の約7割が若者です。



大麻を正しく理解 していますか?

正しい知識・情報で大切な自分を守る!

薬物相談窓口、危険ドラッグ通報窓口
027-226-2665
(薬務課)

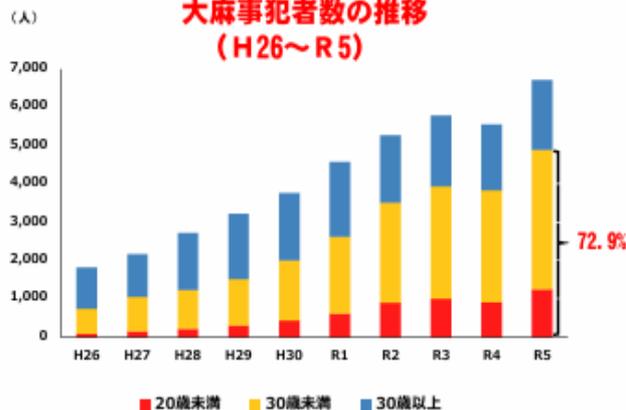
大麻乱用期

若者に大麻乱用が蔓延中！

令和5年の薬物事犯者は13,815人であり、このうち、覚醒剤事犯者は6,073人、大麻事犯者は6,703人です。大麻事犯者は、過去最多を大幅に更新するとともに、初めて覚醒剤事犯の検挙者を上回り、まさに、「**大麻乱用期**」と言える状況となっています。

大麻事犯者のうち、若者（30歳未満）が72.9%を占め、若者の間で大麻の乱用が蔓延しています。

大麻事犯者数の推移 (H26～R5)



過去10年間の大麻事犯者数の推移は上のグラフのとおりです。10年前に比べて、大麻事犯者数は約3.7倍に増加し、30歳未満の大麻事犯者数については約6.6倍に増加しています。特に20歳未満の大麻事犯者は約16倍の増加であり、大麻事犯者の急激な増加の要因となっています。

大麻事犯者の増加率 (H26とR5の比較)

	平成26年	令和5年	増加率
大麻事犯者総数	1,813人	6,703人	約3.7倍
30歳未満 (割合)	745人 (41.1%)	4,887人 (72.9%)	約6.6倍
20歳未満 (割合)	80人 (4.4%)	1,246人 (18.6%)	約16倍

出典：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料

大麻を乱用する原因

大麻に関する誤った情報がインターネットなどに氾濫していることが原因の1つとして考えられます。

「大麻は他の薬物より安全、有害ではない」などの誤った情報により大麻の有害性が軽視され、大麻の使用に繋がっています。**軽い気持ちで大麻を使用してしまうことは大変危険です。**

厚生労働省や警察などのホームページでは、大麻に関する情報が掲載されていますので、正しい知識を身に付け、自分を守ってください。

大麻に関する誤った情報（例）

少量の大麻なら依存症にならない。

ウソです。

最初は少量でも、使い続けるうちに使用量を自分でコントロールできなくなります。大麻は覚醒剤などの他の薬物に比べると激しい身体症状が出にくいので、**自分でも気付かないうちに大麻依存症になっていることもあります。**特に、大麻を開始する年齢が早いほど、依存症のリスクが高いという研究報告もあります。

海外では、合法だから安全だよ。

ウソです。

海外では、大麻の使用を合法としている国もありますが、「安全である」と認めているわけでは**ありません。大麻を合法化した国や地域であっても、大麻の有害性の影響を大きく受ける未成年の所持や使用は禁じられています。**また、合法とした国は、ごく一部であり、**大多数の国では違法な薬物として規制しています。**

大麻の有害性

●大麻とは・・・

アサ科の一年草である大麻草とその製品をいい、法律により規制されています。大麻の花や葉に「THC（テトラヒドロカンナビノール）」という脳に作用する成分が含まれており、大麻を乱用すると身体・精神に様々な影響があります。特に、**成長期にある若者の脳に対して影響が大きいと言われているため、注意が必要です。**

乱用による影響

- 知覚の変化：時間や空間の感覚がゆがむ
- 学習能力の低下：短期記憶が妨げられる
- 運動失調：瞬時の反応が遅れる

長期使用による影響

- 精神障害：統合失調症やうつ病を発症しやすくなる
- IQ（知能指数）の低下：短期・長期記憶や情報処理速度が下がる
- 薬物依存：大麻への欲求が抑えられなくなる

大麻の種類



大麻草



乾燥大麻（マリファナ）



大麻ワックス



大麻リキッド



大麻クッキー

出典：厚生労働省の資料

大麻から成分を抽出した「大麻リキッド」や「大麻ワックス」など新しいタイプの加工品の摘発も増加しています。また、海外でお土産として売られているチョコレートやクッキーなどの中に大麻が含まれていることがあります。

本日の講義内容



自殺・自殺未遂の状況及び自殺予防

- これまでの本県における自殺等の状況
- 自殺予防の一層の充実に向けて



高校生の逮捕事案

- 令和7年度の逮捕事案の特徴
- 非行防止・薬物乱用防止に向けて



いじめに関する法の理解と適切な対応

- いじめ防止対策推進法の理解
- 法に基づく組織的な対応の徹底

いじめの問題について（法規の理解）

いじめの問題に関して、養護教諭の先生方に、理解をしておいてもらいたいもの。

いじめ防止対策推進法

国のいじめ防止基本方針

県のおいじめ防止基本方針

法に基づく組織的な対応の徹底が強く求められています。

いじめの問題について（法規の理解）

いじめの訴えや疑いを承知した時点で学校いじめ対策組織を招集します。いじめ事案に係る対応を始める時点で、認知するので、実行行為の有無に関係はありません。

①対象者（被害者）が児童生徒である。

②対象者（加害者）も児童生徒である。

③心理的又は物理的な影響を与える行為があった。（インターネットを通じて行われるものも含む）

④対象者（被害者）が心身の苦痛を感じている。

いじめの認知は組織で行う

いじめの問題について（法規の理解）

いじめ防止対策推進法の理解は必須です！

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、（ ）、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめを（ ）、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する（ ）及びいじめを行った児童等に対する（ ）又はその保護者に対する（ ）を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの（ ）と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめの問題について（法規の理解）

組織対応義務

未然防止・早期発見・認知・対応・解消の判断など、全て学校いじめ対策組織として行うことが求められています。

調査義務

定期的なアンケート調査の実施や個人面談の実施など、早期発見に係る調査を適切に行うことが求められています。

事実確認義務

疑いの段階であっても、聴き取りやアンケート調査などを実施し、学校は速やかに事実確認を行う必要があります。

情報共有義務

学校は、保護者等と密に情報共有を図るとともに、学校の対応方針等について、丁寧に説明することが求められています。

対応義務

被害生徒及びその保護者には「支援」、加害生徒には「指導」、加害生徒の保護者には「助言」を的確に行います。

6W1H

●いつ
●何を

●どこで
●なぜ

●誰が
●どのように

●誰に

いじめの問題について（基本的な考え方）

大人社会のパワハラ・セクハラ・虐待・DVも
同じメカニズム

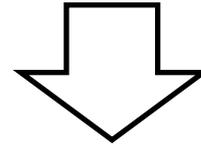
パワハラ

セクハラ

虐待

D V

「被害者が悪い」「被害者にも
問題がある」という発想が
ありますか？



「いじめ問題」も同様です。

**被害者を守るという共通理解を図り、
迅速・丁寧な初期対応を行うこと！**

「いじめられる側にも問題がある」という発想はあり得ない。
いじめられている児童生徒の立場に立って、絶対に守り通すとい
う姿勢を教職員が持たなくてはならない。

いじめ対応の流れ（フローチャート）

未然防止

- ・人権感覚を基盤とする全ての教育活動を通じた人間関係の構築

初期対応

- (発見)
- ・日常的な観察、教育相談、アンケートの実施(情報収集)
- ・組織で生徒等へ個別的なききとり、適切に記録

軽微な事案や疑いの段階であっても、**必ず学校いじめ対策組織へ報告**することを徹底する。

<対応のポイント>

いじめの認知と初期対応が適切に行われないと、重大な結果を招いた事案が発生してしまう可能性があるため、

- ・いじめ防止対策推進法
- ・いじめの防止等のための基本的な方針



等に則った、積極的な認知と初期対応が極めて重要

事実確認・方針決定

(重大事態の疑いがある場合)

- ・いじめを組織的に認知し、学校の設置者へ報告
⇒法令上の定義に則った積極的ないじめの認知
- ・指導・対応方針、役割分担の検討
- ・関係する児童生徒や保護者への適切な情報提供

指導・対応

- ・被害児童生徒及び保護者への支援・助言
- ・加害児童生徒及び保護者への指導・助言

重大事態対応

- ・学校から地方公共団体の長等へ重大事態発生への報告
 - ・調査者の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ・被害児童生徒・保護者に対して適切に情報を提供
 - ・調査結果を地方公共団体の長等に報告
- ※地方公共団体の長等が必要と判断した場合は、地方公共団体の長等による再調査を実施



いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

観察・再発防止・未然防止

- ・継続的な見守りや観察、指導
- ・周囲の児童生徒等も含めた**再発防止・未然防止**
- ・保護者への定期的な情報提供
- ・情報の保管と引き継ぎ

**いじめ事案は全件
学校いじめ対策組織
で組織的に対応する**

いじめの疑いを見たり聞いたり
生徒や保護者から相談を受けたりした

学校いじめ対策組織へ通報（報告）

学校いじめ対策組織において
いじめの疑いとして認知する

速やかにいじめの事実の有無を確認する

いじめの事実が
確認できた場合

いじめの事実が
確認できない場合

いじめを止めさせる
再発防止措置を講じる

- ① 被害生徒：**支援**
- ② 被害保護者：**支援**
- ③ 加害生徒：**指導**
- ④ 加害保護者：**助言**

被害生徒・保護者に事
実確認結果及び対応
方針等について丁寧
な説明を行い、意向を
確認する。

両保護者と情報共有

注意深く組織的に
見守りを行う

注意深く組織的に
見守りを行う

※被害生徒・保護者の意向を確認
しながら、必要に応じて全校集会
や学年集会、HR等によりいじめ
防止に向けた取組を実施。

学校いじめ対策組織として解消の判断

いじめ対応の流れ（群馬県教委作成）

いじめを見たり聞いたりした(疑いを含む)



○全教職員に対し、いじめ防止対策推進法第2条の定義を繰り返し周知し、いじめとは何かについて徹底理解を図る。

【根拠法令】(いじめ防止対策推進法第2条)
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校いじめ対策組織へ通報等の措置



○全教職員に同法第23条の通報義務を繰り返し周知し、誰に何を報告するかを明確にし、抱え込まないよう徹底を図る。

【根拠法令】(いじめ防止対策推進法第23条)
学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

いじめの認知（学校いじめ対策組織）



○学校いじめ対策組織を招集し、いじめの疑いとして認知し、事実確認の手法等について組織的に検討する。



問題が深刻化した際には、学校いじめ対策組織として、組織的に対応していたかが問われますので、必ず議事録を作成し、保管しておくことが重要です。

被害生徒・保護者の意向確認・いじめの事実の有無の確認を行うための措置検討



○被害生徒・保護者に対して、誰に、何を、どのように確認するかを提案し、事実確認の手法等について了解を得る。

法23条には、事実確認の措置を講ずると示されています。そのため、学校には、事実確認義務を忠実に果たすという姿勢が求められています。



質問紙や聴き取り等による事実確認



○学校いじめ対策組織で組織的に検討し、当該保護者等に了解を得た手法等により、速やかに事実確認を行う。



学校として事実確認をしたい旨を伝えたにも関わらず、被害生徒・保護者が事実確認を望まない場合は、組織として今後の支援策等を検討し、注意深く見守るなどの対応に当たります。

いじめ対応の流れ（群馬県教委作成）

いじめ有無の確認（学校いじめ対策組織）



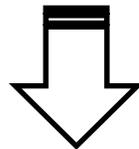
○学校いじめ対策組織により事実確認した聴き取り等の内容を整理し、いじめの有無を判断する。

指導・支援・助言策の検討（生徒指導部と学校いじめ対策組織が緊密に連携）



○加害生徒に対する指導、被害生徒及びその保護者への支援、加害生徒の保護者への助言等、今後の対応を協議する。

犯罪行為が疑われる場合は警察と連携



○犯罪行為が疑われる場合は、所轄警察署と連携し対処する。特に生命・身体・財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

生徒や保護者への指導・支援・助言の実施



○加害生徒に対する指導や被害生徒及びその保護者への支援、加害生徒の保護者への助言等を組織的に行う。

被害・加害双方の保護者との情報共有



○双方の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を双方の保護者と共有するための措置を講じる。定期的に保護者連絡を行い、その旨、確実に記録しておく。

【根拠法令】（いじめ防止対策推進法第23条）
3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。



指導措置等の検討は、生徒指導部と学校いじめ対策組織が連携して生徒にとって最善の指導策を検討することが大切です。

有事の際に緊密に警察等と連携することができるよう、日頃から警察等と連絡を取っておいたり、定期的に挨拶訪問に行ったりしておくことが大切です。



学校が、真剣な姿勢で対処していることが保護者に確実に伝わるよう配慮しましょう。生徒の成長や安心・安全な学校生活を第一に考え、指導・支援策を組織的に検討することが大切です。

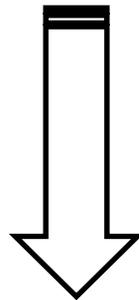
いじめ対応の流れ（群馬県教委作成）

日常的な注意深い見守り・観察の実施



○指導・支援・助言については、継続的に行うことが求められていることから、組織的に注意深く見守りを続ける。

いじめ解消の判断（学校いじめ対策組織）



○目安として、3ヶ月経過した段階で、学校いじめ対策組織により以下の2条件について被害生徒及び保護者に状況を確認した上で、解消の有無を判断する。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

見守り・観察の継続と再発防止の措置

○「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。また、再発防止の措置を講じる。

【学校の対応のポイント】

- いじめの問題については、特定の教職員で抱え込まずに、すべて学校いじめ対策組織により「被害者を徹底的に守り通す」という共通認識をもち、速やかに対応する。
- いじめ防止対策推進法第23条に基づいた対応を徹底し、議事録や対応記録は憶測を交えず時系列に事実のみを確実に記録しておく。

【根拠法令】（いじめ防止等のための基本的な方針）
〈文部科学省 平成29年3月改定〉

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめ防止対策推進法を踏まえた対応の徹底

以下の条文の内容については、必ず全ての教職員により共通理解を図った上で、**学校いじめ対策組織による組織的な対応を徹底する**よう、お願いします。

第2条

この法律において「いじめ」とは、**①児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等②当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う③心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であって、当該行為の対象となった児童等が**④心身の苦痛を感じている**ものをいう。

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、**いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる**ものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、**速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる**とともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、**いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言**を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等**いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる**ものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、**いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる**ものとする。

6 学校は、**いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処する**ものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

第23条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び**当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う**ものとする。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。**
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。**

第28条

いじめの問題に係る学校の取組のポイント

- ①事案対応はもちろん、未然防止や早期発見に向けた取組についても「**学校いじめ対策組織**」として実施しているか。
- ②全ての教職員が、**いじめ事案及びいじめの疑いを把握した時点での報告・連絡体制**を理解しているか。
- ③疑いの事案であっても、「**学校いじめ対策組織**」において**いじめとして認知し、事実確認義務**を果たしているか。
- ④関係保護者に対しては、**速やかに情報共有を図り、意向を確認した上で、学校の方針等を丁寧に説明**しているか。
- ⑤被害生徒及びその保護者には「**支援**」、加害生徒には「**指導**」、加害生徒の保護者には「**助言**」という姿勢であるか。
- ⑥校内研修など、**いじめに関する教職員の意識や知見を高めるための取組**を計画的かつ定期的に実施しているか。

いじめの問題は全て 学校いじめ対策組織で対応します

いじめ防止対策推進法などを 確認しておきましょう！



いじめ防止対策推進法 第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

未然防止

①学校いじめ対策組織が、「学校いじめ防止プログラム」を作成し、年間を通した計画的な取組を行います。

②生徒の居場所づくりや自己有用感の醸成に向けて、生徒主体の活動となるよう工夫しましょう。

裏面で確認！
「いじめ防止対策推進法」第15条・第22条



③生徒や保護者に「学校いじめ防止基本方針」などを周知し、いじめに対する学校の対応について、予め理解を得ておきましょう。

「いま、悩んでいる君へ」（リーフレット）や「ぐんま高校生LINE相談」など、④学校外の相談窓口も生徒や保護者に周知しておきましょう。

いじめの認知

裏面で確認！ 「いじめ防止対策推進法」第2条、
文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」

教職員がいじめやいじめが疑われる行為を把握

学校いじめ対策組織に速やかに報告

学校いじめ対策組織でいじめとして認知



いじめやいじめが疑われる行為を把握した場合は、①どんな些細なことであっても、速やかに学校いじめ対策組織に報告します。誰に、どのように報告するかなど、報告ルートをしっかり決めておくことが大切です。

②「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義を正確に理解しておきましょう。また、生徒や保護者から訴えがあった場合は、お互い様などと判断せず真摯に向き合い、その③状況を慎重に交えずに必ず記録に残しておきましょう。



調査・対応

裏面で確認！
「いじめ防止対策推進法」第23条

いじめを認知したら、学校いじめ対策組織が聞き取りやアンケート調査などにより事実関係を調査し、必要に応じて関係生徒を指導します。①いじめを受けた生徒やその保護者の意向に沿った対応を速やかに行うことが大切です。



②いじめを受けた生徒やその保護者に調査計画や調査結果を適宜説明しましょう。③いじめを行った生徒やその保護者にも学校の対応を丁寧に説明しておきましょう。

解消・再発防止

裏面で確認！ 文部科学省
「いじめの防止等のための基本的な方針」



いじめの解消は、①学校いじめ対策組織が文部科学省が示した、いじめ解消の定義に従って判断します。いじめが再発しないよう、②解消後も関係生徒をしっかり見守ることが大切です。

学校いじめ対策組織で再発防止策についても協議し、③いじめを受けた生徒やその保護者に説明しておきましょう。④再発防止策は全ての職員で共通理解し、学校全体で取り組みましょう。



いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）【抜粋】

第2条（定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第15条（学校におけるいじめの防止）

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第23条（いじめに対する措置）

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日改定）【抜粋】

いじめ解消の要件

① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを当該等により確認する。

短時間でできる

校内研修

いじめに関する理解を深めよう!



令和3年7月

群馬県教育委員会

研修編①

研修実施日：令和 年 月 日 ()

いじめの定義

○ いじめ防止対策推進法の第2条に「定義」が示されています。内容を確認しましょう。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった**児童等が心身の苦痛を感じている**ものをいう。

チェック

※ 以下の内容を確認し、() 内に適切な語句を記入しましょう。

□ 「一定の人的関係」とは

学校の内外を問わず同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係にあることを指す。

□ 「物理的な影響」とは

身体的な影響のほか金品をたかられたり隠されたり嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。**けんかやふざけ合いであっても**、見えない所で被害が発生している場合もあるため、**学校いじめ対策組織で認知した上で、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、対応方針を組織的に決定するもの**とする。

□ いじめの定義に関する4要素

- (1) 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も(①.....)である。
- (2) AとBの間に一定の(②.....)が存在する。
- (3) AがBに対して(③.....)的又は(④.....)的な影響を与える行為をした。
- (4) 当該行為の対象となったBが(⑤.....)を感じている。

□ 具体的ないじめの態様の例

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる など

いじめの問題について（いじめ解消の定義）

いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定 平成29年3月14日改定）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

いじめの問題について（実効的な組織の運営）

いじめ事案発生時のみ対策組織を招集するというのではなく、平時より対策組織により組織的な対応をお願いしたい。アンケートなどいじめ防止プログラムに記載されている取組は、対策組織として行うことが求められる。

★学校いじめ防止対策組織の効果的な実施例

- 学校いじめ防止基本方針や学校いじめ防止プログラム等について、対策組織で検討した上で、職員会議で提案し、全教職員の共通理解を図っている。
- 日頃から生徒の情報交換を対策組織として実施し、いじめの未然防止策を組織的に検討している。
- 緊急性のある時は、管理職の判断で、全ての構成員ではなく、一部の構成員で開催し、内容を後で共有している。

ま と め

各学校で必ず取り組んでもらいたいこと

早期発見・早期対応の徹底
生徒の変化に一早く気づき
スピード感のある対応を



法に基づく組織的対応の徹底
法の理解と抱え込みの防止
関係機関等との積極的な連携

自己有用感・自尊感情を育む
互いに認め合い支え合う活動
活躍できる場の提供と賞賛



御清聴ありがとうございました



令和8年2月16日（月）
群馬県教育委員会事務局
高校教育課 生徒指導係